

## 防災・減災のためにも展望がもてる林業の再生と賃上げを

【光永議員】日本共産党の光永敦彦です。通告により、知事ならびに関係理事者に質問をいたします。初めに、森林環境保全と林業について伺います。

いわゆる京の都と森林は歴史的に切ってもきれない関係がありました。そもそも平安京建設のため、京北・山国地域の原生林が伐採され、これにかわり、杉や檜が植林されたことで江戸期の都に供給されるようになったといわれています。また、消費される薪（まき）や炭の薪炭材は、府北部の森林から提供されてきましたが、薪炭材はナラやクヌギが中心で、十数年ごとに伐採できたため、農山村地域にとって貴重な収入源となってきました。また京都三山にはアカマツなどがあり、それを薪（まき）として使い、町衆の暮らしを支えてきました。ちなみに大原や花脊、広河原、京北、園部、亀岡などは薪炭の生産地であり、例えば鞍馬には古き街道筋が残っていますが、それは花脊や広河原の薪炭の荷受け問屋の名残で、料理旅館が軒を連ねる貴船も、薪炭の荷受け問屋がお茶などを提供してきたのが起源と言われております。

しかし、人口増加で京都三山のアカマツなどが切られ、また時代の変遷とともに燃料が石油に代わり、人工林が国策により増加し、さらに外材を含む京都府以外の木材供給が主流となる中、森林とそれを支えてきた地域が、厳しい現実を余儀なくされています。

現在、京都府の面積の7割以上、約34万㍓を占める森林のうち、戦後、山の奥まで拡大された人工林は約12万6千㍓となっており、そのうち約6万4千㍓が放置されたままとなっています。

人工林が放置されますと根が張らず、太陽光が地面に届かないため下草が生えず、近年多発する集中豪雨等により倒木や土砂災害の危険が高まっています。そのうえ、広葉樹が減ったため食料となる実が減り、そのため温暖化の影響も含め、鹿やイノシシが草や若芽を食べつくし、例えば、芦生の原生林はかつて笹が背丈ほどもあったのに、今はほとんど自生していません。これは私の地元、左京区の山でも同様で、人工林は倒れやすくなり、広葉樹の下は草も生えないような状況で、鹿やイノシシは餌を探して集落の農産物を狙うという、負のスパイラルに陥っています。そのうえ人工林の伐採を大型機械で行うと、作業道があちこちに作られ、山の斜面の植生が痛めつけられ、再造林されず放置されると、根が腐り、数年後には保水力が各段に低下をして、土砂災害の危険度が高まります。保安林でない限り、その対応ができない状態に放置される可能性が高くなっております。

もちろん、問題の原因は単純でなく、温暖化の影響も大きいと考えます。そのため、温暖化の影響を考えながら、野性動物のエサとなる樹種を植えたり、防災対策のため、大きく育った針葉樹は伐採せず残すなど、行政や林業者、府民が温暖化を前提とした森林保全を行うことも今後は必要となってまいります。

そこでまず伺います。毎年のように、豪雨により、例えば私の地元京都市左京区でも白川の土砂流出と氾濫、松原町の土砂流出、音羽川の土砂堆積が住民の命と財産を守る上で、大きな解決すべき課題となっています。鴨川上流には1万㍓、桂川上流には10万㍓の森林が広がっており、そこが劣化すると森林の表土と一体に河川に体積が増えた水が流れ込み、水位が上昇し、河床が上がり、河川氾濫の可能性を高めるという森林の荒廃と河川の氾濫との関係についてどう認識されていますか。府内の実態を踏まえお答えください。

さて、こうした実態に対し、私は京都府林務事務所や京都市の関係職員の方のお力をお借りして、一緒に左京区の山を歩き、現場調査を行い、それを踏まえ、一昨年9月定例会で、左京区内の例を挙げて、防災対策や森林環境の保全にとって、川下の京都市管理河川対策だけでなく、川上の対策と一体的整備が必要と指摘し、国・府・市の連携組織を提案したところ、昨年府と京都市の連絡調整組織が左京区役所におかれることとなりました。しかし、左京区だけでは当然対応が賄えるものではありません。もちろん、発災後は、府域で相互支援しながら復旧を進めるものの、日常的な防災対策をきめ細かく進めようとする、その体制をどうとるのが、非常に大切になると考えます。しかし、現状では、京都府の林業技術職員さんの年齢構成がいびつとなっており、その平準化により、スキルを高めながら技術継承を行うことが必要となっています。そこで森林環境を保全しつつ、防災対策を具体的に進める上で、組織と人的体制を今後、計画的にどうしていくのか、具体的方針はどうされますか。お答えください。

また、森林の荒廃に対し、本格的な対策が必要ですが、林業として採算のとれる人工林は民間に管理運営を委託し、奥地など林業に向かない場所については、自治体が直接管理できるようになったものの、不採算林で事業を計画するのは、府内26自治体のうち3自治体のみとなっております。この結果、放置人工林の広葉樹化などは、事実上後回しとされています。

一方、外国の林業は、森づくりのコストも自然更新も含めかなり安く、木材伐出コストも低くなっており、しかも良質なものが使用、輸出されています。こうした中であっても、大分県佐伯広域森林組合は、ふつうは個別に請け負うことが多い植林や下刈り、間伐などを、同じ班が5年間同じ地域を担当することで、愛着と責任をもって丁寧な仕事が行われる条件を上げており、日本全体で再造林率が約30%に対し、佐伯広域森林組合は補助金や森林再生基金からの支払いにより、再造林費用がほぼカバーされ、100%の再造林率を誇っているとお聞きしています。これらにより、切れ目なく仕事があり、班員の収入も増え、年収1000万円以上の班員が毎年4、5人、専業の若者はだいたい500万円以上の所得となっており、独立する人も増えているなど、安定した働き方が可能となっているとお聞きします。

一方、京都では、昭和45年に3323人いた林業労働者が、令和4年は470人になり、その大きな原因の一つに、府が実施された林業労働力実態調査によると、林業事業体の平均賃金が、日額で造林で14,900円、伐出で15,000円となるなど、林業労働者の賃金が低いことにあり、年間240日以上働いている人でも、約360万円にしかなりません。しかも林業労働者全体の約半数が150日から239日の間になっています。そこで、京都府として、林業労働者の賃金が引きあがり、希望が持てるようにしていくことが必要と考えますが、実態把握もふくめ、どう推進されますか。お答えください。

そのためにも、木材価格が引きあがる必要がありますが、安定的な需要を生み出すためには、今後の府立学校や大学法人などをはじめ、公共事業で府内産材の利活用を計画的に行うことも、府として実施できる対策の一つと考えます。どう拡充されますか、具体的にお答えください。ここまでよろしくお願ひします。

**【知事答弁】** 光永議員のご質問にお答えいたします。

森林の荒廃と河川の氾濫との関係についてでございます。近年記録的な豪雨や台風による山地災害が多発し、流出した土砂や流木の河川への堆積により氾濫のリスクが高まるなど、山地災害の未然防止が重要だと考えております。また令和4年に左京区一条寺松原町の森林で発生した土砂流出につきましては、間伐などの手入れ不足に加え、風化の進みやすい花崗岩土壌の地表面が、雨水で削られたことに起因することが専門家を交えた調査の結果により明らかとなり、荒廃森林の整備の必要性を改めて認識したところでございます。

京都府ではこれまでから、山地災害の未然防止に向け、土砂流出の危険性が高い地区を保安林や砂防指定地に指定いたしますとともに、国の防災・減災国土強靱化対策予算などを活用し、緊急度に応じて治山ダムや砂防堰堤などの防災施設を整備してまいりました。さらに京都府豊かな森を育てる府民税を活用し、危険木の事前伐採による流木の防止や、広葉樹の植栽による土砂流出防止、保水機能の向上などの強化に取り組んでいるところでございます。

荒廃森林の整備に向けましては、市町村による森林環境贈与税を活用した間伐などの取り組みが進められておりますが、多くの市町村では林業技術職員が不在なため、京都府といたしましては京都森林経営管理サポートセンターを設立し、適正な森林管理の推進を伴走支援しているところでございます。

今後とも山地災害の未然防止対策と、適正な森林管理を着実に進め、府民の安心安全を確保してまいりたいと考えております。その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

**【尾瀬農林水産部長答弁】** 林業技術職員の組織や人的再生についてでございます。

京都府の林業技術職員は、若手職員の構成比が高いことから、豊富な経験を必要とする防災対策業務を的確に行うためには、職員の人材育成が重要と考えております。採用後は実践的な経験を積ませるため、各校舎において防災業務を担当させ、先輩職員による技術継承を行うとともに、国などが実施する技術研修会や、府による技術検討会への参加を通じ、即戦力となる人材を育成しているところでございます。

今般の能登半島地震におきましても、山地災害の調査にあたる職員を派遣しており被災地での復旧・復興支援に従事した経験がその後の職務に活かせるものと考えております。今後とも、地域の防災対策を担う広域振興局などに職員を厚く配置し、相互連携による技術研さんや有事の際の機動的な動員など、技術力を最大限に活かせる執行体制を構築してまいります。

次に林業労働者の所得向上についてでございます。林業労働者の所得向上を図るためには、林業事業体の経営基盤を強化するとともに、製材品の供給体制を強化し、府内産木材の利用拡大を進めることが重要だと考えております。

林業事業体の経営基盤の強化に向けては、生産性向上のための高性能林業機械の導入支援に加え、安定的な事業量を確保するため、市町村による森林経営管理制度を活用した事業地の集約化や、事業体への管理委託などの取り組みを支援してきたところでございます。また製材品の供給体制の強化に向けては、集成材を二次加工するプレカット施設の規模拡大や、木材の品質向上を図るための乾燥施設の増強を支援しているところでございます。

府内産木材の利用拡大に向けては、公共事業において率先した利用を図るため、平成22年に全庁横断の府内産木材利用推進本部を設け、これまでに作業研究所などの公共建築物の木造化や、木製治山ダムなど土木工事での木材利用を進めてまいりました。

公共施設での木材利用は、木材の可能性や魅力を発信するランドマークになることから、昨年度には府内産木材の利用促進に関する基本方針を改定し、木造化を図る公共建築物の対象を拡大するとともに、民間建築物にも波及するよう、木材利用の目標値を新たに設定し、既に取り組みを始めているところでございます。具体的には、木造建築を手掛ける工務店などに対する技術講習会の開催に加え、CLTや集成材など新たな技術を活用した建築物の木造化を支援しております。また府民会議を開催し、木材利用の拡大に向けた機運醸成を図るとともに、住宅や商業施設などへの木造や木質化、店舗や木育施設などへの木製品の導入を支援しているところでございます。

今後とも川上から川下まで総合的な施策を講じることで、林業労働者の所得向上につなげてまいりま

す。

**【光永議員・再質問】** ご答弁頂いた点について、知事がからお話ありました治山ダムなど緊急対策、これは当然必要だと思いますけれども、やはり、手入れ不足を本格的にどう改善していくのかというのは、長期的に見た時には一番大事だと考えております。その点では、それを担う事業者をどう支援していくのかということも、京都府の公の責任として私は重要だと思います。そういう観点から2点再質問したいと思います。

1点目は、事業者支援という答弁ありましたけど、やはり仕事の安定的確保をどうしていくのかということが非常に大事だと思っております。その点で、私の地元左京区でも伐採後放置されているところが散見されていて、その後土砂流出の心配なところがたくさんあります。このため国府市連携した体制を強化するということが、最初の質問で述べたとおりですけれども、そもそも一定の期間、同じ山の再造林も含めた作業を面的に行っていくということを通じて、賃金も安定的に支払われて、山主さんにも喜ばれ、さらに森林環境保全にもつながると。こういう事例が全国的にもあるし、広がってきているかと思っております。この方向を京都府としてどう推進されるのか、これはお聞かせいただきたいと思っております。

2点目は、安定的な需要確保についてです。これは先ほど答弁にもありましたけれども、昨年3月に策定された基本方針があります。また一昨年の2月に議員提案で成立しました「京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例」18条には、「府は府内産木材の利用等に促進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講じる」とされております。

そこで、今後老朽施設の改修や建て替え時期に当たり、例えば京都府の事業の予算の何パーセントは府内産材を活用するなど、具体的かつ経年的な目標で、「仕事の需要があるんだ」ということが見えるようにしていくということが、希望を語ることのひとつではないかなというふうに思いますが、その点はどうされますでしょうか。お聞かせください。以上、ここまでお願いします

**【西脇知事・再答弁】** 光永議員の再質問にお答えいたします。

前半の質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、最近の豪雨災害・山地災害では流木、そしてまた風倒木等が流れ出て、また土砂が流出するということでございまして、それを防ぐためには川上での森林管理を適正に行うということが重要でございまして、それは府民の安心安全のためでもありますし、そのことを通じて林業事業体に仕事ができるという両面の効果があるということは考えております。

ただなかなか予算等の財源も厳しいところでございますので、まずはすでに災害が起こったところとか、あとは要援護者のところの守るべき施設があるようなところから、緊急度・優先度を見極めながら、森林整備につきましても積極的に取り組んでまいりたいと思っております。その他の再質問については関係理事者から答弁させていただきます。

**【尾瀬農林水産部長・答弁】** 公共事業におけます府内産木材の継続的な利用についてでございますけれども、現在、公共事業の建設の計画がされております知事部局の、例えば府営住宅の建て替えでありますとか、また教育庁とか警察本部におきましても、それぞれ増築とかあるいは建て替えの計画の中で、府内産木材の利用について計画を進めていただいておりますので、すでに、今年度あるいは来年度から、順次実施設計に取り組んでいただくという段階に来ているところでございます。

引き続き庁内の推進会議を持ちまして、しっかりと議論していく中で、府内産木材の利用が進むよう

に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

【光永議員・指摘要望】林務職員も含む人材確保と賃上げと仕事の安定が見通せるように、さっき述べた政策や出口戦略をしっかりとって対策とっていただきたい、そのことを強く求めて次の質問に移りたいと思います。

## 建設労働者の労働条件の上場へ建退共の推進をはかれ

【光永議員】次に、建設業の持続的発展と賃上げのための建設業退職金共済制度について伺います。建設業従事者は、年々減り続け2022年に479万人となり、しかも平均年齢は全産業で55歳以上の比率が31.5%に比べ、建設業界は35.9%、29歳以下が12%と著しく高齢化が進んでいます。一方で新規学卒者の建設業への入職者は減少が続いてきましたが、2014年以降4万人台を維持しています。とはいえ、有効求人倍率が高く、労働時間は2022年で全産業計に比べ約270時間と長時間労働となるなど、転職率も高くなっており、このままでは業界の将来が描けない事態に陥る可能性があります。その上、賃金の引き上げは資材高騰など厳しさがあるだけに、まったなしの課題となっています。私はこの間、建設業やそこで働く労働者、一人親方の方々と懇談を行ってきましたけれども、「これから大阪・関西万博が本格的に建設工事が始まれば、京都にも大きな影響がでる可能性があり、人材確保に戦々恐々としている」、また「見積もりを出しても、コンパネなど資材が上がりつづけるため、利益が見込めない」など、厳しい事態に現在追い打ちをかけています。

こうした中、11年連続で「公共工事設計労務単価」が引き上げられ、昨年は9年ぶりに伸び率5%となりました。これが、現場労働者に賃金として支払われることが必要で、その立場からわが党議員団は繰り返し公契約条例の制定等、公の役割を果たすよう求めてきました。

同時に公共事業だけでなく、全体の雇用の安定や賃上げ、そして建設業界の持続的発展のための条件整備として、私はキャリア・アップ制度とともに、「建設業退職金共済制度」に着目をいたしました。この制度は、建設現場で働く人のため共済契約者となった事業主が、被共済者である労働者の働いた日数に応じて掛け金を納付することにより、その労働者が建設業界の中で働くことをやめられたときに、勤労者退職金共済機構から、労働者に退職金が支払われる制度となっております。退職金は20年で約193万円、40年で約426万円となり、決して高いわけではありませんが将来の安心につながると考えます。しかしながら、この制度に加入しているのは、令和4年度末で京都の事業者約1万1千のうち、契約者が4335で、被共済者が34,552人となっています。これは建設現場の人手不足もあり、また働き方改革も求められているもとの、民間工事では元請が証紙を購入して下請に交付するケースは少なく、民間工事における建退共制度の活用は進んでいないのが実態です。実際、民間の建設現場では「建退協・CCUS 適用民間工事」の黄色い標識が掲げられているのを、ほとんど見かけたことがありません。

しかし、建退協は、例えば府民共同型インフラ保全事業など規模の小さい現場であっても、また一人親方などが入っておられる場合もあります。

昨年の決算特別委員会書面審査で、私は京都府発注の公共事業はすべての事業場で当然加入しているが、民間の加入率がどうなっているか、民間の現場で「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識が掲示されているか、そもそも加入しているかについて質問をしました。しかし「加入率は把握していない」「民間については把握していない」という答弁でした。

もちろん、公共事業には加入義務があるものの、民間の現場では加入義務化されていません。しかし、

国交省からも推奨されており、しかも民間の事業であっても補助金が入っている場合も少なからずあることはいうまでもありません。

そこで伺います。なぜこの制度が民間の現場で進まないのか、その原因についてどう把握していますか。また推進の必要性についてどうお考えですか。ご所見を伺います。

さて、令和2年7月に民間工事における建退共制度及び建設キャリア・アップ・システムの普及を促進するため、主として公共工事で用いられている現場標識とは別に、「建退協・CCUS適用民間工事」向けの現場標識が設けられるなど、キャリア・アップとともに制度が進みつつあります。ただ、キャリア・アップ制度は、労働者のキャリアが蓄積されても、それが賃金として反映しないという大きな課題があります。その改善には、継続的に制度設計と賃上げの仕組みを作り上げていくことが求められています。他方で、建退協の取り組みは、賃上げとともに、急いで進める必要があると考えます。そのため、京都府として建退協の手続きを担う建設業協会等とも連携して、キャリア・アップ・システムとともに建退協の民間での実態を把握すべきと考えますが、いかがですか。

現在、電子申請も始まり、元請による一人親方への掛金納付も可能となっています。このため、建退協の民間での加入促進は、賃金がきちんと支払われる一定の条件になると考えます。先の決算特別委員会で、建設交通部は、その推奨のため、「業界団体とも意見交換していく」とのご答弁を頂きました。その推奨を業界団体まかせにせず、具体的に促進するための方針をもつべきと考えます。どのように進められますか、お答えください。

**【建設交通部長・答弁】**民間工事における建退共制度の活用状況についてでございます。建設業は、暮らしに欠かせない住宅などの建築や、道路、河川をはじめとしたインフラ整備にあたりとともに、災害が発生した際には復旧復興等の役割を担う大変重要な産業でございます。担い手を確保し、建設業を持続・発展させていくためには、企業が適正な利潤を確保し、これを原資として建設労働者の所得を向上させる環境を整備し、好循環につなげていくことが大変重要と考えております。

このため京都府では、国土強靱化5か年加速化対策の国費等も活用して必要な事業量の確保、また契約価格の適正化に努めるとともに、建設現場へのICT機器の導入による生産性向上など、企業の利潤確保につながる取組みを、補正予算も活用して推進してきたところでございます。加えて賃金の上昇など人への投資の強化などにつきましても、京都労働経済活力会議の開催などにより、公労使で取り組んでいるところでございます。賃金の中には、退職金も含まれております。各種の退職金制度の1つである建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づき雇用主が労働者の就労日数に応じて、独立行政法人「勤労者退職金共済機構」に掛け金を納付し、退職金を積み立てていく制度であります。雇用主が変わっても就労期間の全部が通算されるなど、建設労働者にとってメリットがあり、建設企業が公共工事の入札に参加するための審査を受ける際に、建退共に加入して運用している場合には、評価点に加点をしております。

共済機構が取りまとめている、建退共制度に関する報告書などによれば、民間工事では公共工事と異なり、元請けが下請けの分まで掛け金を納付するケースは少ない等とされており、制度のメリットや意義について理解を一層深めていただくことが重要と考えております。

次に、建設キャリア・アップ・システムなどの加入実態についてでございます。建設キャリア・アップ・システムは、建設労働者が有する資格や就業履歴を電子情報として蓄積し、就業する現場が変わっても、技能等が適正に証明されるようにすることで、処遇改善につなげるシステムでございます。令和4年度末現在、京都府内において建設業許可を持つ企業は約1万1000社でございます。このシステム

に登録している企業は約 4000 社と承知しております。一方、建退共制度の運用実態については共済機構が令和 4 年に取りまとめた実態調査報告書によりますと、公共工事、民間工事ともに就労日数に応じて掛け金を納付している旨を回答した元請業者が約 93%、下請けでは 73%であり、いずれも前回調査より増加しているものと承知しております。

次に、建退共制度の推奨についてでございます。国においては全国建設業協会をはじめとした関係団体に対して、公共・民間を問わず全ての工事に関して建設労働者への退職金も含めての適切な賃金の支払いを要請するとともに、建退共制度に加入している建設労働者に対する掛け金について適切に納付することも合わせて要請しております。

京都府といたしましても、国と協調して府内の関係団体に要請してきたほか、民間工事への波及も念頭に、公共工事における設計労務単価を 11 年連続で引き上げるなどの取り組みを推進してきたところであり、引き続き建設労働者の賃金水準のさらなる改善につなげてまいりたいと考えております。

**【光永議員・再質問】** 1 点、再質問させていただきます。建退共について現在義務化されている公共の現場だけではなくて、例えばですけれども、介護保険施設だとか医療施設だとか保育園などは、補助金が入っている施設が京都府でもたくさんあると思います。直接公共でやっているところは当然、建退共に入っておられますけれども、こうした民間で、なおかつ税金が投入されている、公費が投入されているところが数多くありますが、まずはこういうところから元請けが建退共に入り、労働者等がメリットとなるように実態の把握と、そこから一般的な推奨ではなくて、そういうところはやっぱり京都府としても実情把握するなどの推進をお願いしたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。

**【建設交通部長・再答弁】** 光永議員の再質問にお答えいたします。民間への建退共の普及についてでございます。

京都府といたしましては、公共事業の執行量の確保、契約価格の適正化、生産性の向上の取り組みなどにより、建設企業の適正な利潤確保を図り、これを原資として建設労働者の賃金水準の向上につながるよう努めてきております。賃金の中には退職手当も含まれ、また退職金制度には建退共以外の制度もございます。

賃金やその支払いにつきましては、労働契約法などに基づき労使の自主的な交渉のもとで合意が成立するものと承知しております。このため建設企業の退職金も含めての賃金水準の向上につながるよう退職金の整備について、経営事項審査における評価点に加点するなど、意義の理解促進を図るとともに、国と協調して業界団体へ公共工事、民間工事を問わず適正な金額での計画を行うなどの要請をしているところでございまして、引き続き、建設労働者の退職金を含めた賃金水準のさらなる改善につながるよう取り組みを進めてまいります。

**【光永議員・指摘】** 建退共以外の制度もあるのは存じておりますが、問題は今のご答弁にもありましたように、いくら元請けに例えば公共事業で払われても、現場労働者にしっかり払われているかどうかは、京都府は掴む公契約条例がありません。だから、現場の方に、民間であれ公共であれ、しっかり賃金が払われる仕組みを作ると。そういう意味では、公契約条例はやっぱり改めて、先ほどの答弁を聞いて、京都府で必要だなということを感じました。同時に、やはり先ほど述べたような、お答えいただきませんでしたけれども、公共事業ではないけれども、京都府の補助金が入ってる、市町村の補助金が入ってる事業がたくさんあるわけで、少なくともそこはですよ、退職金も含めた制度が今あるわけだから、そ

ここで建退共を推進することが、労働者やそこに働く従事者の皆さんの、退職金やあるいはその他の賃金のアップにつながる条件が広がるわけで、そういう意味では努力をぜひお願いしておきたいと思います。

## 若年がん患者への支援制度創設を歓迎すると同時に市町村での基盤整備を

【光永議員】最後にですけれども、一言、要望しておきたいと思います。

「AYA世代」と呼ばれる18歳以上で40歳未満までの若年世代のがん患者対策についてですけれども、昨年12月に「AYA世代」ガン対策について請願が提出され、私もその実現を強く求めました。今回、当初予算に「がん患者在宅療養支援事業費」として在宅サービス等の自己負担支援制度が計上され、全府域で実施できる条件が開かれることに、関係された皆さんや府職員の皆さんの努力に私は敬意を表したいと思います。

例えば30代で<sup>こうがしゅ</sup>膠芽腫となり、全介助のお父さんの例ですけれども、乳幼児から小学生まで4人のお子さんを抱えるお母さんが「病気になってから、どんなことがあっても一緒にいると約束した。家に帰らなかったら約束を破ることになる。絶対に家に連れて帰りたい。でも、介護保険が使えずどうしたらいいのか」、こういう方がおられました。結局、在宅での電動ベッドは月約1万円かかり、また訪問入浴1回1万3000円は負担が重く、結果として緩和ケアに入院されることになりました。こうした方の願いに寄り添うことが私は本当に必要だというふうに考えております。

2021年の全国調査によりますと、在宅療養の独自支援を行っている自治体は全国で20自治体にとどまっておりますが、ほぼ共通する支援は、介護保険サービスにも存在する福祉用具対応購入や訪問入浴、訪問介護であり、助成額はサービス利用料の9割相当で介護保険と同様の運用がされております。

私は、今回の予算案を契機として、市町村での整備やサービスの基盤整備が進むように京都府として推進していただくことを強く求めて、私の質問を終わりたいと思います。

ご清聴まことにありがとうございました。